

京 都 大 学 防 災 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(前 略)</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 所長の任期は、2年とする。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間(当該期間が1年を超えない場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間)とする。</p> <p>4 所長は、再任されることができる。<u>ただし、引き続き再任される場合の任期は、1年とする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>(所長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 所長は、<u>1回に限り</u>再任されることができる。</p> <p>5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第9号)</p> <p>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> |